

国と地方との役割の整理について

基本的な考え方

【地方への移管】

- 国の事務の地方への移管を進める。これにより、國の地方支分部局の事務が地方へ移管。
- また、國の出先機関が原則廃止されることは、國の地方支分部局等の事務が地方へ移管。
- 國の地方支分部局の事務は、基本的に、地方で取り組むことが可能。
(一部の事務は、その性質上、國が執行することが妥当なものがある。)

【財源・人の確保】

- 地方への事務の移管に当たっては、当該事務に係る「財源」と「人」について、十分精査した後、確實に措置されることが必要。
- 確実な財源措置のために、将来の税源移譲を前提として、当面は、暫定措置として、地方にとつて自由度が高い、権限移譲に伴う「権限移譲交付金（仮称）制度」の創設が必要。

【広域的な連携】

- 環境分野など、県をまたがった広域的な対応が必要な分野に係る事務については、地方に事務を移管した上で、地方において、関係自治体による広域連合の設置など、必要な組織体制の整備を図る。

【全国的な統一性の確保等】

- 許認可やそれに伴う指導・監督の事務、規制権限の行使等について、全国的な統一性の確保（許認可基準、指導・監督基準の設定・管理など）や情報の共有が必要な分野では、原則として、地方は、國の出先機関が担つていた部分の移管を受ける。（例えば、本省が行っている事務＝許認可や規制権限の基準の立案等まで地方が移管を受けるものではない。）

地方支分部局の事務の仕分け

○国の出先機関の事務について、必要性等の検討を踏まえ、不要な事務は原則廃止（民間でできることは民間へ）。

○行政機関が実施すべき事務については、国と地方の役割分担を整理した上で、「地方にできることは地方で」の考え方に基づき、地方に事務を移管。

- 次のような観点の事務については、その性質上、国が行う（国に残す）。
 - ・国の利害に係る事務、国固有の事務、国有財産に係る事務（国籍、訟務事務、国固有事務の予算執行調査等）
 - ・国家戦略上、国策により整備すべき社会資本の整備に係る事務（全国的な幹線道路網を形成する高速道路の整備等）
 - ・国家的見地、全国的な規模・視点に立って取り組むべき事務（入国管理、税関、航空交通管制等）
 - ・國家の安全、防衛等に係る事務（公安調査や、防衛施設局・管区海上保安本部の業務等）

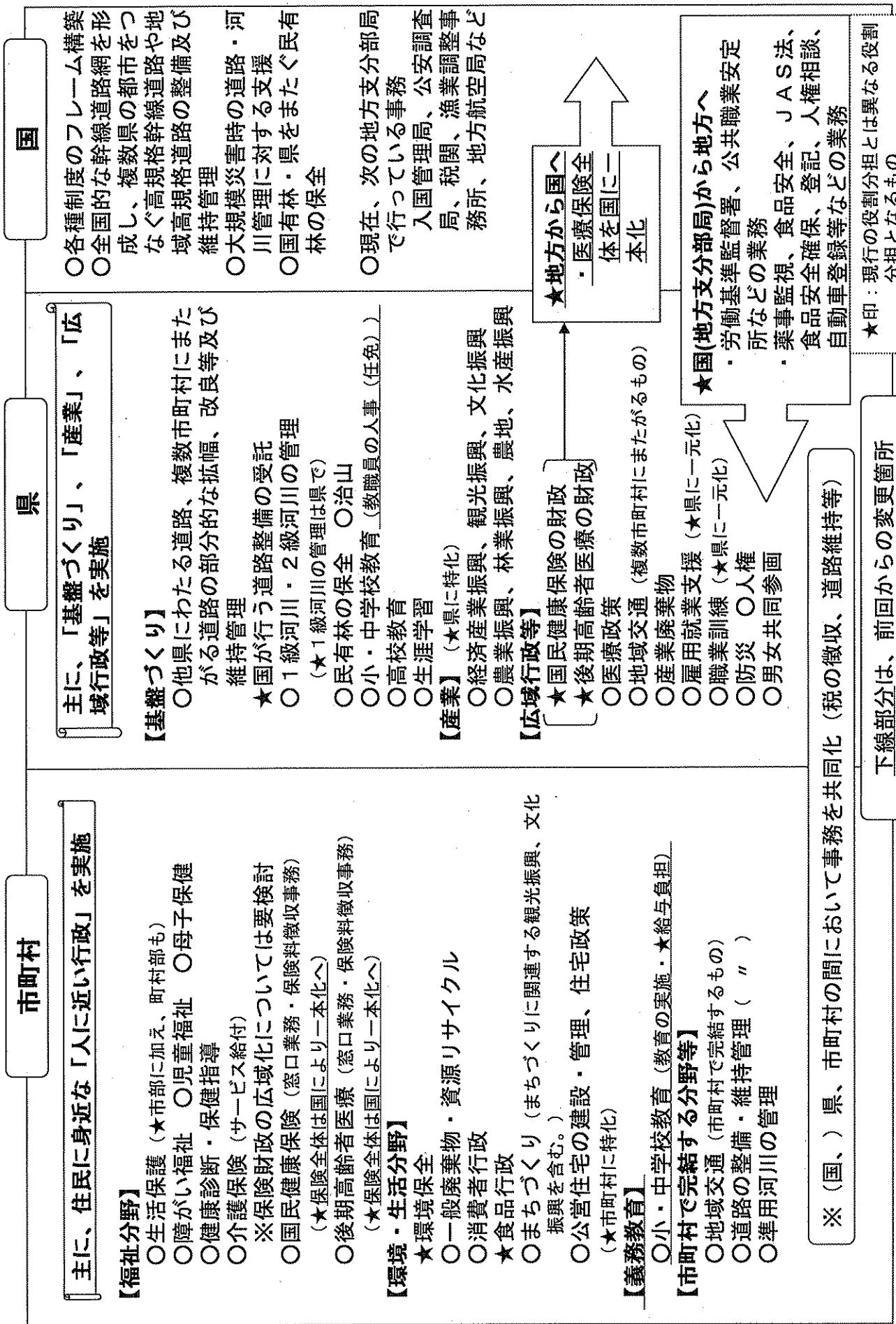
○地方に移管された事務は、県と市町村との間の事務の配分のメルクマールに基づき、県、市町村間で事務を分担。

- 国に残る事務（地方への移管が適当ではない事務）に關し、地方支分部局の廃止等により国の実施体制がなくなる場合には、例えば、地方が国から事務を受託するなどの代替の手法も可能。
 - (例)
 - ・国の責任で対応すべき高速道路の整備について、県に事務を委託。
 - ・国の責任で対応すべき高速道路や河川の維持管理について、県に事務を委託。
 - ・県が保全する民有林との一体的対応が妥当である国有林の管理について、県に事務を委託。

○その際、道路の維持管理などどのように広域にわたる事務については、県・市町村による広域連合（県内の広域事務の場合）や、複数県による広域連合（県外にわたる広域事務の場合）による対応也可能。

○また、国に残る事務（地方への移管が適当ではない事務）に關し、国と地方との間で共同事務処理組織をつくり、対応することも検討の余地がある。

鳥取県発地域主権型社会における国・県・市町村の役割分担【主なもの】(たたき合)



国の地方支分部局の事務の地方への移管について（たたき合）

1 地方への移管が適当である機関・事務

(1) 地方への移管が適当である機関

- ①行政評価事務所（総務省）
 - ・行政評価、政策評価、行政相談等に関する事務
- ②労働局（厚生労働省）
 - ・労働相談、安全衛生管理、労災補償、職業安定対策、職業安定所の指揮監督、個別労働関係紛争解決制度等に関する事務
- ③労働基準監督署
 - ・労働基準法に基づく監督、解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談等に関する事務
- ④公共職業安定所
 - ・職業紹介など職業安定に関する事務
- ⑤農政事務所（農林水産省）
 - ・ＪＡＳ法、食品安全確保、農協等の検査・指導、米穀需給・生産調整、各種農業統計等に関する事務
- ⑥環境事務所（環境省）
 - ・廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動、公害・化学物質対策、自然環境保全整備、自然環境保全対策、野生生物対策、国立標準園芸

(2) 地方への移管が適当である事務（機関の一部）
(記載している事務は、移管が適当である事務)

- ①地方法務局（法務省）
 - ・登記（不動産、商業法人、成年後見等）、電子認証、人権相談等に関する事務
- ②財務局（財務省）
 - ・金融・保険検査、貸金業規制、財政融資資金等に関する事務
- ③総合通信局（総務省）
 - ・電気通信事業者の登録、放送局・無線局の許認可
- ④経済産業局（経済産業省）
 - ・商工会議所の設立認可等、電気・ガス事業の許認可等、産業人材育成、消費者取引、消費生
活用品の安全確保に係る相談、資源エネルギー・資源リサイクル・電気事業等に関する事務
- ⑤厚生労働局（厚生労働省）
 - ・病院開設等、薬事監視、食品安全情報等に関する事務
- ⑥地方整備局（国土交通省）
 - ・道路事業の工事発注・管理、河川・砂防事業の工事発注・管理、道路管理、河川管理、電気
通信施設の整備等に関する事務
- ⑦地方運輸局（国土交通省）
 - ・道路運送事業、道路運送及び車両の安全確保、公害防止、自動車登録、倉庫業の登録・指導
監督、観光業者の登録・指導監督等に関する事務

下線部分は、前回からの変更箇所

2 地方への移管が適当ではない機関・事務

(1) 地方への移管が適当ではない機関

- ①管区警察局（警察庁）
 - ・広域捜査の調整等国家的見地に係るものであるため。
- ②矯正管区（刑務所等）、地方更生保護委員会、保護観察所（法務省）
 - ・国の刑事政策に係るものであるため。《受託運営は検討の余地あり》
- ③入国管理局（法務省）
 - ・国家の主権の行使に係るものであるため。
- ④公安調査局（公安調査庁）
 - ・國家の安全の確保に係るものであるため。
- ⑤税關（財務省）
 - ・国民の安全を確保する国境管理業務であるため。
- ⑥国税局・税務署（国税庁）
 - ・国税徴収は国固有の事務であるため。《共同徴収などは検討の余地あり》
- ⑦森林管理署（農林水産省）
 - ・国所有である国有林野の管理に係る事務であるため。
- ⑧漁業調整事務所（水産庁）
 - ・業務範囲が県域を超えるため。
- ⑨地方航空局（国土交通省）
 - ・業務範囲が県域を越えるため。
- ⑩航空交通管制部（国土交通省）
 - ・航空管制は国際統一基準によるものであるため。また、在日米軍との調整事務もあり、外交・防衛に密接に関連するものであるため。
- ⑪管区海上保安本部（海上保安庁）
 - ・国家主権の確保に直接関わるものであるため。
- ⑫防衛施設局
 - ・国の防衛に係るものであるため。

(2) 地方への移管が適当ではない事務（機関の一部）
(記載している事務は、移管が適当でない事務とその考え方)

- ①地方法務局（法務省）が行う事務
 - ・国籍、訟務事務（国の利害に係る事務であるため）
- ②財務局（財務省）が行う事務
 - ・国固有財産に係る事務（国に關わる事務であるため）
- ③総合通信局（総務省）
 - ・周波数割当計画等の策定など電波の適正利用等に關する事務（全国的な視点に立つて取り組むべき事務であるため）
- ④経済産業局（経済産業省）
 - ・航空機・武器関連法令の施行、化学兵器禁止法令の施行、関税割当に関する事務（国家安全に關わり、また、外交問題と密接な關係を有する事務であるため）
- ⑤厚生労働局（厚生労働省）
 - ・麻薬取締、覚せい剤乱用防止対策等に関する事務（広域化する犯罪の取締等に關連する事務であるため）
- ⑥地方整備局（国土交通省）が行う事務
 - ・高速道路（全国的な幹線道路網を形成するもの）、スーパー中核港湾などの社会資本整備に係る事務（国家戦略上、国策により整備すべき社会資本の整備に係る事務であるため）
- ⑦地方運輸局（国土交通省）が行う事務
 - ・鉄道分野に係る事務（広域的な交通ネットワークを形成するものに係る事務であるため）
 - ・海事に係る事務（外交問題と密接な關係を有する事務であるため）

下線部分は、前回からの変更箇所

国と地方の役割分担のあり方

政策企画総室

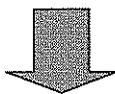
【現 状①】 国の法令基準によって地方行政を厳格に管理

- 国が、内政に関する大部分の行政事務について、国の事務権限として保有。合わせて、地方が実施する行政事務に対して、法律、政令、省令などによる規制・基準をこと細かに定め、地方自治体の動きを厳格に管理。

保育所	児童福祉法	幼児1人当たり3.3m ² 、調理室必置など 幼児30人に保育士1人以上など
特別養護老人ホーム	老人福祉法	居室の床面積は入居者1人当たり10.65m ² 以上など 介護職員と看護職員の総数は入居者3人に対し1人以上など
県・市町村の議会議員の定数	地方自治法	人口規模に応じて法律で定数を定める。 ・人口75万未満の都道府県 40人以内など
学級編制の標準		<u>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律</u> ・小学校 同学年の児童で構成する学級 40人など

【現 状②】 地方の負担付き社会保障等の現金給付サービスのあり方

- 生活保護、児童手当など、国が法令やシステム等の企画立案を行い、地方において財政負担もしつつ、相談・受付・審査・支給事務等を国からの法定受託事務として実施。
【生活保護の負担】 国 3/4、 県又市町村 1/4
【児童手当の負担】 国 1/10、 県 1/10、 市町村 1/10、 事業主 7/10など
- 審査基準や給付水準を国が定め、全国統一で実施される現金給付サービスは、基本的に地方負担を求めるうことなく実施されるべき。
地方自治体は、地域住民に現金給付が滞りなく行われるようサポートする立場とすべき。



【方向性①】 国から地方に権限を移譲し、地方の裁量と自由度を高めるべき

- 国から地方への権限移譲を大胆に進めて、合わせて、国の方に対する関与は極力排除して、地方自治体の裁量と自由度を高めるべき。

【方向性②】 国は現金給付サービスの責任主体 地方は人的・物的サービスの責任主体

- 全国一律のセーフティネット基準に基づく、生活保護などの現金給付サービスは、国が財源全体を安定的に確保し地域格差等が生じないように実施すべき。地方自治体は相談・受付など人的サービス面に特化するなど役割と責任の分担を明確化。

【参考1】地方自治法（抜粋）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない。

第一条の三 (略)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

○2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

○3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

○4 (略)

○5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

○6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

○7~17 (略)

【参考2】スウェーデンにおける国・地方の役割分担

国は、社会全般の発展とナショナルミニマムの保障に全体的責任を持つ。国が法的・経済的枠組みを設定し、各分野について目標と指針を示す。

コムユーン、ランステイングは、それに沿つて一般的権限、特別法に基づく事務事業を実施する。

国	県（コムユーン）	市町村（ランステイング）
外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、 移転給付（年金・児童手当・疾病給付・失業給付等） * 国の出先機関（レーン）を各県に配置。	学校教育、成人教育、児童ケア、障害者支援、高齢者ケア、地域計画、建築許可、消防救急、民間防衛、環境・保健、水道・下水道、エネルギー供給、廃棄物収集処理、道路建設維持管理、公園整備維持管理、文化余暇活動支援、地域経済支援、地域交通	一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通

「スウェーデンの地方自治」（自治体国際化協会 H16.3月）